

在留カードのチェック方法

STEP

1

資格の種類をチェック

STEP

2

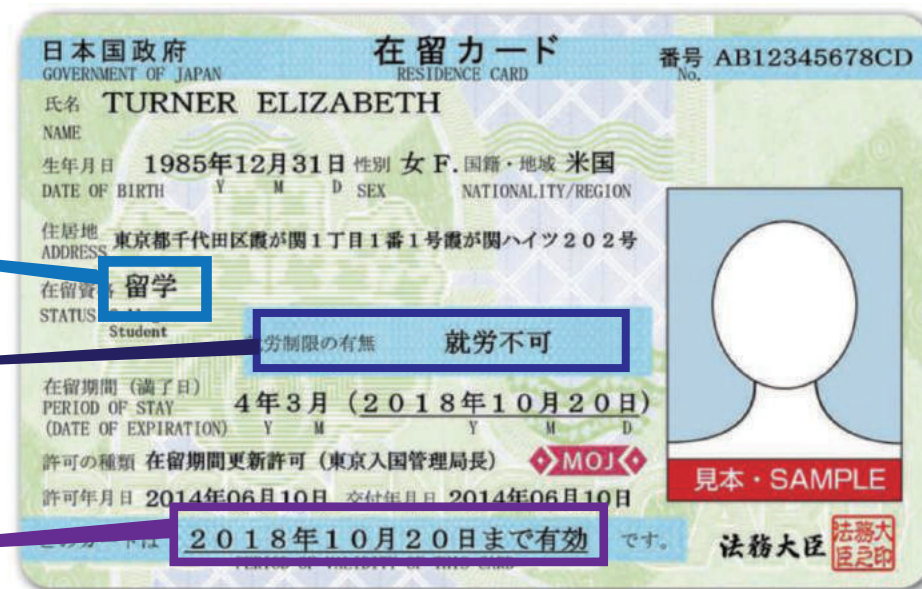
就労可・不可をチェック

(留学・家族滞在は別紙参照)

STEP

3

資格の期限をチェック



留学・家族滞在の場合

この2種類の資格は、「資格外活動許可」があれば風俗営業以外のアルバイトに就く事が可能です。このスタンプが無い場合は候補者に入国管理局で取得するように説明し、それまでは勤務させないようにしましょう。

居住地記載欄		
届出年月日	住所	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		在留資格更新許可申請欄
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格更新許可申請中

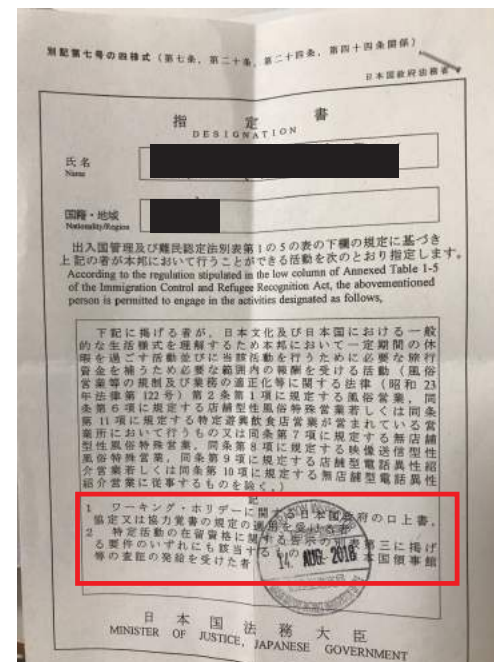
ワーキングホリデーの場合

ワーキングホリデーは、「特定活動」という資格の中の一つであり、在留カードのみで判別する事はできません。

その場合は、候補者のパスポートに同封されている

「指定書」を確認し、ワーキングホリデーであるという事を確認して下さい。

特定活動は、他に難民や就職活動があり、難民は資格の変更のタイミングが読めない点と、就職活動は裏面に資格外活動許可のスタンプが必要で同じく資格の変更のタイミングが不安定なため採用時に注意が必要です。



その他の資格の場合

下記の資格の場合は、概ねアルバイトでの労働が認められていません。

下記の資格を持つ候補者を面接する際は、入国管理局に確認をして下さい。

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤技能、工業、技能実習、高度専門職、文化活動、短期滞在、研修